

【正誤表】「平成29年度双葉町減容化処理施設（中間貯蔵施設）における廃棄物処理その1業務」及び「平成29年度双葉町減容化処理施設（中間貯蔵施設）における廃棄物処理その2業務」

区分	ページ	項目	正	誤（アンダーラインが変更対象箇所）
要求水準書	1-10	第1編共通編 第1章総則 第2節計画主要目 1. 業務の対象となる廃棄物	表1-2 処理対象物の種類の灰処理対象物備考欄の（ ）内（中間貯蔵施設に搬入された灰処理対象物は、フレキシブルコンテナ（1.1m×1.0mH）に封入されているが、一部のばいじんは200Lドラム缶に封入されている。）	表1-2 処理対象物の種類の灰処理対象物備考欄の（ ）内（中間処理施設に搬入された灰処理対象物は、フレキシブルコンテナ（1.1m×1.0mH）に封入されているが、一部のばいじんは200Lドラム缶に封入されている。）
要求水準書	1-14	第1編共通編 第1章総則 第2節計画主要目 2. 公害防止基準	5) 悪臭に関する基準値を下記のとおり変更する。 仮設処理施設から発生する悪臭については、表1-10aから表1-10bに示す基準値を遵守すること。また、煙突その他の気体排出口において、表1-10aに示す基準値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量とすること（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）。 [表を追加] 表1-10a 敷地境界線の特定悪臭物質基準 [表1-10の表番号及び表題を変更] 表1-10b 臭気指数に係る基準値	5) 悪臭に関する基準値 <u>仮設処理施設から発生する悪臭については、表1-1に示す基準値を遵守すること。</u> <u>表1-10 悪臭に係る基準値</u>
要求水準書	1-16	第1編共通編 第1章総則 第2節計画主要目 3. 生成物等の基準	表1-13 仮設処理施設の生成物の用途に応じた基準の備考欄 ・生成物の最大粒径は約40mm以下とする。 ・現在想定される利用用途に加え、新たな利用用途に対しても柔軟に対応できるものであること。	表1-13 仮設処理施設の生成物の用途に応じた基準の備考欄 <u>現在想定される利用用途に加え、新たな利用用途に対しても柔軟に対応できるものであること。</u>

要求水準書	1-28	第1編共通編 第2章本業務遂行上の留意点 第1節共通事項 2. 提出図書	2. 提出図書1) (3)②を下記のとおり変更する。 ② 仮設処理施設の設計・施工（造成を含む。）	2. 提出図書1) (3)の② ② 仮設処理施設の設計・施工
要求水準書	1-29	第1編共通編 第2章本業務遂行上の留意点 第1節共通事項 2. 提出図書	2. 提出図書2) (3)②を下記のとおり変更する。 ② 仮設処理施設の設計・施工（造成を含む。）	(3) 年度業務報告書作成にあたっては、(2)に示す項目 ② 仮設処理施設の設計・施工
要求水準書	3-1	第3編造成業務に係る要件	第3編の本文を下記のとおり変更する。 仮設処理施設を施工する前に、業務用地の抜根、造成を行うこと。なお、造成工事は平成31年1月末日までに完了するものとする。	第3編の本文 仮設処理施設を施工する前に、業務用地の抜根、造成を行うこと。
要求水準書	4-5	第4編 仮設処理施設の設計・施工業務に関する要件 第1章 共通仕様 第1節 主要設備方式 3. 計量設備	3. 計量設備の本文を下記のとおりに変更する。 計量設備は、処理対象物、焼却残さ、生成物等の重量計測を行うことを目的として設置するものであり、円滑な計測作業及び効率的な車両出入状況管理が可能なものとする。また、処理対象物を計量するための計量器は取引・証明が可能な検定付きはかりとし、計量法に定める定期検査を受検すること。	3. 計量設備の本文 計量設備は、処理対象物、焼却残さ、生成物等の重量計測を行うことを目的として設置するものであり、円滑な計測作業及び効率的な車両出入状況管理が可能なものとする。また、処理対象物を計量するための計量機は取引・証明が可能な検定付きはかりとし、計量法に定める定期検査を受検すること。
要求水準書	4-22	第4編 仮設処理施設の設計・施工業務に関する要件 第1章 共通仕様 第6節 退出図書 4. 完成図書	4. 完成図書(14)を下記のとおり変更する。 (14) リーフレット（運営時用）	4. 完成図書の(14) (14) リーフレット（運営専用）

要求水準書	4-26	第4編 仮設処理施設の設計・施工業務に関する要件 第2章 機械設備一般仕様 7. 電気設備	7. 電気設備の4) (1) ②を下記のとおりに変更する。 ② 配線メインルートの立ち上げ、立ち下げはセパレータ付き耐塩型ダクト方式とすること。	7. 電気設備の4) (1) の② ② 配線メインルートの立ち上げ、立ち下げはセパレータ付き耐塩型ダクト方式とすること。
要求水準書	4-42	第4編 仮設処理施設の設計・施工業務に関する要件 第3章 共通設備建設工事 第3章-2 土木建築工事 第2節 建築工事 3. 各施設計画	3. 各施設計画 1) 共通設備棟の(1)を下記のとおりに変更する、 (1) 計量棟	3. 各施設計画 1) 共通設備棟の(1) (1) 計量設備
要求水準書	4-43	第4編 仮設処理施設の設計・施工業務に関する要件 第3章 共通設備建設工事 第3章-2 土木建築工事 第2節 建築工事 3. 各施設計画	3. 各施設計画 2) 管理棟計画の(2)建物概要の③を下記のとおりに変更する、 ③ 階数 : 地上2階建て以上 地下なし	3. 各施設計画 2) 管理棟計画の(2)建物概要の③ ③ 階数 : 地上2階建て 地下なし
要求水準書	5-8	第5編 仮設処理施設の運営業務に関する要件 第4章 焼却処理業務 第3節 適正処理	第3節の1)を下記のとおりに変更する。 1) 焼却対象物は、必要に応じて、フレキシブルコンテナを破袋し、焼却処理に不適切な異物(大型の不燃物、農薬等。)が混入していないか確認すること。焼却不適物が混入していた場合には、環境省担当官に報告し、その指示に従うこと。	第3節の1) 1) 焼却対象物は、 <u>フレキシブルコンテナを破袋し</u> 、焼却処理に不適切な異物(大型の不燃物、農薬等。)が混入していないか確認すること。焼却不適物が混入していた場合には、環境省担当官に報告し、その指示に従うこと。

<p>要求水準書</p>	<p>5-9</p>	<p>第5編 仮設処理 施設の運營業務に 関する要件 第4章 焼却処理 業務 第3節 適正処理</p>	<p>第3節の2) を下記のとおりに変更する。 2) 必要に応じて、異物除去後の焼却対象物は、燃焼の安定化を図るため十分に混合攪拌すること。</p>	<p>第3節の2) 2) <u>異物除去後の焼却対象物は、</u>燃焼の安定化を図るため十分に混合攪拌すること。</p>
--------------	------------	---	--	--